

5 月定例教育委員会会議録

開催年月日	令和 8 年 5 月 22 日（金）
開催時間	午前 10 時 00 分
開催場所	市役所本館 6 階 大会議室
出席委員	浦 上 教育長 水 野 教育長職務代理者 藤 井 委員 近 田 委員 澤 田 委員
出席職員	太田副教育長・塚本教育監・川添次長・辰己次長兼教育施設課長・牧野教育政策課長・山本学校教育推進課長・堂國人権教育課長・内藤学務給食課長・辻本教育センター所長・永澤生涯学習課長・山本桂青少年会館長・宮田安中青少年会館長・上原参事兼八尾図書館長・大本教育政策課長補佐

1 { 4 月定例会議録の承認 }

【浦上教育長】 皆さん、おはようございます。5 月定例教育委員会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議録署名委員に、水野委員を指名しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項に規定する定足数を満たしているため、成立していることをご報告いたします。

それでは、次第の 1、4 月定例教育委員会会議の議事録の承認につきまして、審議をいたします。

委員の皆様、何か質疑等ございますか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、4 月定例会会議録につきましては承認と決しました。

2 { 教育長及び教育委員の報告 }

【浦上教育長】 それでは、次第の 2、教育長及び教育委員の報告に移ります。

まず、教育長報告ですが、お手元の配付の資料のとおりです。

4 月 22 日（水）	定例教育委員会
4 月 23 日（木）	令和 8 年度 近畿都市教育長協議会定期総会（尼崎市）
4 月 26 日（日）	樟蔭中学校・高等学校身体表現コース発表会観賞（東大阪市文化創造館）
4 月 27 日（月）	学校訪問（南高安小学校、南高安中学校、八尾小学校、八尾中学校）
4 月 28 日（火）	部長会
〃	デジタル戦略推進本部会議
4 月 30 日（木）	校長研修 講師挨拶
〃	八尾地区保護司会通常総会

5 月 1 日（金）	学校訪問（上之島小学校、高安小中学校、高安西小学校、東中学校）
5 月 10 日（日）	ジュニア応援フェス 2026（八尾小学校）
〃	ガーデンロータリークラブ加盟認証状伝達並びに記念マルシェ（近鉄八尾駅前）
5 月 11 日（月）	令和 7 年度大阪府都市教育委員会連絡協議会第 3 回役員会（オンライン）
〃	令和 8 年度大阪府都市教育委員会連絡協議会第 1 回役員会（オンライン）
〃	学校訪問（刑部小学校、曙川小学校、曙川東小学校、曙川南中学校）
5 月 12 日（火）	校長会
〃	学校訪問（東山本小学校）
5 月 14 日（木）	第 75 回 全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会（高知市）
5 月 15 日（金）	〃（2 日目）
5 月 18 日（月）	定例教育委員協議会
〃	学校訪問（南山本小学校、高美南小学校、山本小学校、曙川中学校）
5 月 19 日（火）	学校訪問（亀井小学校、用和小学校、美園小学校、亀井中学校）
5 月 20 日（水）	5 月臨時会本会議
〃	学校訪問（久宝寺小学校）
5 月 21 日（木）	学校訪問（竹渕小学校、永畑小学校、安中小学校、高美小学校、成法中学校、高美中学校）

【浦上教育長】 私から報告をさせていただきます。

まず資料の中で、5 月 10 日（日）に「ジュニア応援フェス 2026」に参加してきました。これは八尾市のライオンズクラブさんが、青少年の居場所づくりを大きなテーマとして企画してくださった事業です。非常に良い事業であり、教育委員会としても賛同し、共催できないかとお話をさせていただいたところ、ぜひ共催してほしいとのことでしたので、八尾小学校をお借りして開催いたしました。市内の中学校から、久宝寺中学校と八尾中学校の吹奏楽部、それから上之島中学校の音楽部の中学生が参加してくれました。また、教育委員会でモデル的に地域展開しているダンスクラブの発表や、体育館の方では、バドミントンやダンスなどのスポーツを小中学生が体験できる場を設けており、たくさんの家族連れが参加されていました。

もう一点、5 月 14 日（木）、15 日（金）と、全国都市教育長協議会の総会と研究大会に行っていました。情報交換では、全国的に共通した課題を抱えていることを感じました。不登校の問題、学校規模の適正化、部活動の地域移行、コミュニティスクールの設置、夜間学級など、まさに八尾市が現在抱えている課題と全く同じという感想でした。全国を見ても八尾市は非常に頑張っていると自負しています。今後も引き続きしっかりと進めていきたいという思いです。私からの報告は以上です。

それでは、委員の皆様から、この間の活動状況について報告がございましたらお願いします。

【藤井委員】 私は、5 月 18 日（月）の 5 時間目、曙川南中学校で行われました「スタンドバイ」さんの S O S の出し方の授業を見学させていただきました。5 月でしたが非常に暑い日で、学校ではすでにエアコンを入れてくださっており、教室は非常に快適な環境で

安心いたしました。曙川南中学校は5クラスあるのですが、入学式のときに見た1年生の子たちがすっかり慣れて、楽しそうに過ごしている様子も見られました。曙川南中学校に限ったことではないと思うのですが、プロジェクターで黒板の上のスクリーンに映し出す形で、東京の講師の方とオンラインでつないで授業が進められました。W i - F i 環境の違いで届きやすい部屋もあれば、少しスタートが遅れたクラスもあり最初はどうかと心配しましたが、先生方はそのような状況も想定されていたみたいで、最終的にはしっかりと1時間学ぶことができていたと思います。中学生になると、小学生の時と違って、自分でしっかりと考え、その時思った意見を表明していると感じました。例えば「いじめられた時にあなたは誰かに相談しますか」という問いに対し、「する」と「しない」が拮抗することもありました。「した方がいい」とは分かっている、その中での迷いを素直に表明しながら、班で話し合いをしていて、非常に良い授業だと思いました。こういったことを継続していくことが大事だと感じました。以上です。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【澤田委員】 私も5月20日（水）に、成法中学校へ脱いじめ傍観者教育の授業を見学に行かせていただきました。藤井委員がおっしゃったように、W i - F i の関係で最初は声が聞こえにくい場面もありましたが、I C T 支援員の先生がちょうど来られている日でしたので、うまく対応していただき、すぐに声も聞こえるようになってよかったと思いました。子どもたちは自分事として考えられる年齢ですので、良い意見として「自分が困っていることを相談する」という答えが望ましいと分かりつつも、「相談できない」という正直な意見が出ているクラスもたくさんありましたので、事例を見ながら子ども同士で話し合う機会を持てるのは、とても良いことだと思って見学させていただきました。

その後、同じ5月20日（水）の午後に、大阪府都市教育委員会連絡協議会の総会にも参加いたしました。後半に大阪府教育庁の芳野和宏市長村教育室長のお話を聞かせていただきました。「大阪をめぐる教育の動向」ということで、チーム学校、教科担任制、チーム担任制についての整理や、これからの大阪の教育のあり方についてのお話を聞かせていただきました。

八尾市の小中学校でも教科担任制やチーム担任制が徐々に導入されていると思いますが、組織で動くことの難しさを感じながらお話を聞いていました。特に若い先生方は、組織という意味があまり分かっておられなくて、本人は一生懸命子どもたちと関わるのだけれど、学年や学校で動くとなると腰が引けてしまうことも多く、働き方改革からの取組として導入されていることは理解できますが、根本的な部分、制度として導入するだけではないということを、若い先生方も含めてしっかりと話し合っていく必要があると感じました。以上です。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【水野委員】 私は5月14日（木）に、八尾翠翔高校の「ほっとS」へ改めて訪問いたしました。校長先生にお越しいただき、不登校の子どもへの支援の場についてお話を伺いまし

た。当日はそれほど多くの生徒はいませんでした。以前は非常にたくさん来られていたとのことで、学生ボランティアの活動などについても伺いました。

また5月15日（金）には、東山本小学校へ行ってまいりました。4年生の脱いじめ傍観者教育と、5年生のSOSの出し方教育を見学しました。先ほどもありましたが、パソコンからテレビに繋ぐ際に音声がパソコンの方を拾ってしまうなどのトラブルはありましたが、ICT支援員の方が対応してくださり、なんとか聞こえるようになりました。子どもたちは非常に活発に意見が出ており、話し合いやワークシートも一生懸命取り組んでいました。今日、報告事項でもいじめの状況の話がありますが、少しずつ良い影響が出てくれればいいなと思っております。以上です。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【近田委員】 私も5月20日（水）に令和8年度の大阪府都市教育委員会連絡協議会の総会に出席いたしました。先ほどお話があったとおり、学級担任制から教科担任制への移行やチーム学年、チーム学校についてのお話がありました。その際、今までの基本的なものは土台だという前提でお話がスタートしたのですが、新しい考え方が出てきた時に、どうしてもそちらに寄せられてしまうことを危惧していると講師の大阪府教育庁の芳野和宏市長村教育室長にお話しさせていただきました。働き方改革を含めてプラスアルファとして、オールマイティに頑張ろうとする先生を否定するつもりもないし、基本的な土台の部分は大切にしていかなければならないものという前提であると。そのうえで、各組織や自治体でチーム学年、チーム学校など、教科担任制へ上手く移行できるものややってくださいというお話であったと意見を交換して納得しました。私たちはどうしても新しいものに寄せてしまうので、根本的な学校に対する理解や今まで積み上げてきたものに対する理解なくしては、何も積み上げていくことはできないということを感じました。そこを留意して取り組んでいきたいと感じました。以上です。

【浦上教育長】 ありがとうございました。各委員の皆様におかれましては、5月20日（水）の大阪府都市教育委員連絡協議会へのご出席ありがとうございました。

W i - F i の環境が少し悪いというお話が複数ありましたが、人権教育課長、そのあたり現状はどう考え、どう改善していきますか。

【堂國人権教育課長】 ご指摘いただいたW i - F i の環境につきましては、学校や教育センターとも連携しながら、どのような改善ができるかを検討していきたいと考えております。またICT支援員さんのお話が出ましたが、そのあたりも含めて、トラブルにすぐ対応できるように、ICT支援員さんが学校に出勤されている日にこれらの脱いじめ傍観者教育、SOSの出し方教育の授業の日程を学校側とも調整をしておりますので、今後も子どもたちの学びに影響が出ないよう、改善策は本年度の総括として取り組んでまいります。

【浦上教育長】 本番の前に、Wi-Fiが大丈夫かどうかを事前に確認するなどの対応はしたうえで今回のような状況になっているのでしょうか。

【堂國人權教育課長】 はい、学校には事前に情報を渡して、確認していただくようにしております。

【浦上教育長】 まだ今後も何校かあると思いますが、どれくらい残っていますか。

【堂國人權教育課長】 まだ始まったばかりで、全体の3分の2ほどは残っております。

【浦上教育長】 くれぐれもそういう状況にならないように学校にも対応していただくようお願いいたします。他に報告はありますか。ないようですので、次に進ませていただきます。

3 {議案審議}

【浦上教育長】 それでは、次第の3、議案審議に入らせていただきます。

議案の審議に入ります前に、本日審議いたします議案のうち、議案第11号「八尾市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱又は任命の件」につきましては、関係資料が八尾市情報公開条例第6条第5号の、市の機関が行う入札等に関する情報であり、公開することによって当該業務の公正な執行に支障が生じるものに該当するため、公開可能な時期が来るまでは非公開とすべき内容となりますので、本件に係る審議は非公開にしたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、第11号につきましては非公開で審議することといたします。

議事の進行の都合上、この案件につきましては、他の議案の審議及び報告等が終了した後に行いたいと思います。

それでは、議案第7号「個人情報部分開示決定処分に係る審査請求に対する採決の件」について、審議いたします。提案理由の説明を牧野教育政策課長よりさせていただきます。太田副教育長、牧野教育政策課長、大本教育政策課長補佐は前の席へどうぞ。では、提案理由を説明願います。

【牧野教育政策課長】 それでは、議案第7号「個人情報部分開示決定処分にかかる審査請求に対する裁決の件」につきまして、ご説明申し上げます。本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第13号の規定により、委員会の議決を求めるものです。提案の理由ですが、個人情報部分開示決定処分にかかる審査請求について、八尾市個人情報保

護審査会の答申を尊重して裁決するため、本案を提出するものです。

それでは、お配りしております資料「裁決書（案）」のうち、事案の概要をご覧ください。これまでの経過ですが、１．審査請求人は、令和７年２月18日付で開示請求者である「いじめ調査報告書」の個人情報開示を請求しました。これを受け、２．処分庁である人権教育課は、本件請求対象を調査報告書と特定し、３．個人情報の保護に関する法律第78条第１項第２号に該当するとして、同年３月18日付で個人情報部分を不開示とする個人情報部分開示決定処分を行いました。４．この処分に不服があるとして、同年６月27日、審査請求人から審査庁である八尾市教育委員会に対して審査請求がありました。

続きまして、審査関係人の主張の要旨です。１．審査請求人の主張としては、本件処分は不当であり、取り消して全部開示を求めています。令和５年３月30日及び令和５年８月７日の報告では全部開示されていたものが、令和７年３月18日付の調査報告書について部分開示になることの妥当性について説明を求めました。２．処分庁の主張としては、不開示部分は開示請求者以外の個人情報が記載されており、これらは開示請求者以外の特定の個人が識別されるもの、または特定個人を識別できなくとも開示することで開示請求者以外の個人の権利利益を害する恐れがあるものであり、法に基づき本件処分を行いました。また、令和５年３月30日及び令和５年８月７日の情報提供は国のガイドラインの趣旨に則り、児童保護者に寄り添う形で調査途中の経過報告という意図で行ったものです。

以上を受けまして、理由に付されました個人情報保護審査会の見解については、１．令和５年３月30日及び令和５年８月７日の調査報告書と本件処分との関係性について、上記審査請求人と処分庁のやり取りの結果、審査請求人は本件対象公文書の不開示部分を知り得た事実がある。そして本件処分の判断にあたり、この事実は影響を及ぼすものであった。本件対象公文書の不開示部分を見分したところ、その内容は開示請求者以外の個人氏名及び個人の発言内容で、特定の個人の権利利益を害する恐れがある条項であるものの、本件においては上記の個人氏名、個人の発言内容ともに、審査請求人は請求時点で既に知り得ており、同号イに該当する情報であり不開示に該当する情報とは言えないとしております。３．以上から、処分庁が令和７年３月18日付で行った部分開示を取り消し、開示すべきであるとの見解です。なお付言として、本件については請求時点で審査請求人が不開示部分を知り得た事実があったため上記の判断となったが、この調査をもって同種の調査報告書において法第78条第１項第２号の該当性がないと判断するものではない。本来本件不開示部分は上記の知り得た事実がなければ同号に該当するものであり、本来開示すべき情報ではない。処分庁においては請求の有無に関わらず、保有個人情報の適切な運用に努めるよう申し添えるとありました。５．結論として、審査庁においても八尾市個人情報保護審査会の答申を尊重し、裁決書（案）冒頭の主文のとおり、個人情報部分開示決定を取り消し、全部開示とするものです。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、質疑等いかがでしょうか。

【水野委員】 審査会の方でそのように判断されたということは尊重しなければならないと思っています。一点確認ですが、それでもやはり、このような個人情報というのは今後もしっかりと注意していかなければならないということも含めて、ここでの判断ということによろしいでしょうか。

【牧野教育政策課長】 おっしゃるとおりです。取り扱いにつきましては引き続き、担当課の方でも慎重な取り扱いをということで取り組んでまいりたいと思います。

【浦上教育長】 他の委員の皆様は質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第7号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第7号「個人情報部分開示決定処分に係る審査請求に対する採決の件」について、原案どおり可決いたしました。では、太田副教育長、牧野課長、大本課長補佐は自席にお戻りください。

それでは、議案の審議へ進みます。議案第8号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱及び任命の件」について、審議いたします。提案理由の説明を辻本教育センター所長よりさせていただきます。塚本教育監、辻本教育センター所長は前の席へどうぞ。では、提案理由を説明願います。

【辻本教育センター所長】 ただいま議題となりました議案第8号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱又は任命の件」についてご説明いたします。

本件は、「教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第7号の規定により、定例教育委員会において議決を求めるものでございます。

提案の理由ですが、八尾市就学支援委員会委員は、八尾市教育委員会規則第8号「八尾市就学支援委員会規則」第3条の規定に基づき、委員の任期2年の満了に伴いまして、令和8年、9年度を任期とする委員を委嘱又は任命する必要があるため、本案を提出するものでございます。恐れ入りますが、「八尾市就学支援委員会委員名簿」（案）をご覧ください。委嘱又は任命する委員候補者は、一覧のとおりです。備考をご覧ください。新任の方は、「市立学校の校長及び教員」として、八尾市校長会より小櫻 満香氏、「大阪府立支援学校に勤務する職員」として、八尾支援学校で教諭として勤務する小原 広太郎氏、藤井寺支援学校で教諭として勤務する薄雲 裕介氏。「その他、教育委員会が必要と認める者」として、元八尾市立学校 教員の灰藤 利雄氏の4名でございます。

なお、任期は令和8年6月1日から令和10年5月31日まででございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様方、質疑等いかがでしょうか。

【近田委員】 簡単で結構ですので、この八尾市就学支援委員会、または委員さんの実際のお仕事の内容について説明していただけますか。

【辻本教育センター所長】 就学支援委員会の組織についてですが、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、教育学、医学、心理学的専門的見地からの意見などを踏まえ、総合的な観点から就学先を決定できるように支援を行っている組織です。この就学支援委員会の下部組織に相談部会というものがあり、そこで就学相談を行って学びの場の決定を支援しているものです。

【浦上教育長】 他に質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第8号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第8号「八尾市就学支援委員会委員の委嘱及び任命の件」について、原案どおり可決いたしました。では、塚本教育監、辻本所長は自席へお戻りください。

次に、議案第9号「社会教育委員の委嘱の件」について審議いたします。提案理由の説明を永澤生涯学習課長よりさせていただきます。太田副教育長、永澤生涯学習課長、上原参事は前の席へどうぞ。では、提案理由を説明願います。

【永澤生涯学習課長】 ただいま議題となりました議案第9号「八尾市社会教育委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、八尾市社会教育委員条例第3条第1項の規定に基づき、八尾市社会教育委員の任期が満了することに伴い、委員を委嘱する必要がありますので、本案を提出する次第でございます。

それでは、お手元配付の「八尾市社会教育委員名簿（案）」に基づいて、ご説明申し上げます。委員の構成といたしましては、学校教育関係者として、八尾市校長会の山羽厚氏、社会教育関係者として八尾市女性団体連合会副会長の西寺美代子氏、八尾市体育連盟 顧問の田中順治氏、八尾市青少年育成連絡協議会会長の村尾佳代子氏、八尾市人権啓発推進協議会会長の角田禮子氏、子ども河内太鼓指導責任者の栗山智恵氏、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、八尾市PTA協議会 会長の西川知広氏、学識経験者として、大阪教育大学 名誉教授の赤松喜久氏、大阪大谷大学特任教授の中道 厚子氏、その他教育委員会が必要と認める者として、公募市民の山根通子氏の10名でございます。任期につきましては、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの期間でございます。

なお、今回の市民委員の選考におきましては、本市のホームページや市政だより2月号等にて応募を募り、3月17日を応募期限とし、「八尾市のまちづくりに求められる社会教育の役割について」と題した小論文の提出を求め、1名の方からの応募をいただきました。

委員候補者の選考においては、選考委員会により、八尾市の社会教育の現状に対する考えが記載されていること、今後の八尾市の社会教育の振興につながるものであることなどを選考の基準として、委員候補者の選考を行いました。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様、何か質疑ございませんでしょうか。

【藤井委員】 私の方から一点質問です。社会教育関係者の中で、栗山千恵様が子ども会代行指導責任者ということで上がっていますが、確か前回別の団体の方のお名前があったと思いますが、その代わられた理由をよければ教えてください。

【永澤生涯学習課長】 お答えをさせていただきます。前回まで社会教育委員として活動していただいていた方については、ご自身の講座等の関係で出席できないことがあるということで、今回代わることになりました。以上でございます。

【浦上教育長】 他の委員の皆様方はいかがでしょうか。

【近田委員】 具体的なこの委員会・委員のお仕事の内容を簡単に説明願います。

【永澤生涯学習課長】 社会教育委員の役割といたしましては、八尾市の社会教育の現状についての把握ということで、八尾市においては年４回程度の会議を開催させていただいております。その中で社会教育関係の各課の方から報告をさせていただき、それについてご意見などをいただいております。現状報告をさせていただき、ご意見をいただく、そして八尾市の社会教育の改善に努めていくという流れでございます。以上です。

【浦上教育長】 他に質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第９号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第９号「社会教育委員の委嘱の件」について、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第10号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」について、審議いたします。提案理由の説明を永澤生涯学習課長よりさせていただきます。では、提案理由を説明願います。

【永澤生涯学習課長】 ただいま議題となりました議案第10号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第２条第７号の規定により、委員会の

議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、八尾市図書館条例第6条の規定に基づき、八尾市図書館協議会委員の任期が満了することに伴い、委員を委嘱する必要がありますので、本案を提出する次第でございます。

それでは、お手元配付の「八尾市図書館協議会委員名簿（第25期）（案）」に基づいて、ご説明申し上げます。今回、10名の委員を委嘱するもので、「学校教育関係者」1名、「社会教育関係者」2名、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」1名、「学識経験者」4名、「その他教育委員会が必要と認める者」2名でございます。10名のうち、5名を再任委嘱し、5名を新たに委嘱するものでございます。新たに委嘱する5名の委員といたしましては、「社会教育関係者」として、八尾市社会教育委員会議の西寺美代子氏を、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」として、八尾市PTA協議会の村松功一氏を、「学識経験者」として、大阪大谷大学文学部日本語日本文学科特任教授の木下みゆき氏、及び、近畿大学短期大学部商経科准教授の川原亜希世氏を、「その他教育委員会が必要と認める者」として、八尾市地区福祉委員長連絡協議会の宮隆義氏に、委嘱するものでございます。任期につきましては、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの期間でございます。

なお、今回の市民委員の選考につきましては、本市のホームページや市政だより2月号等にて、広報のうえ、3月17日を応募期限として、「あなたが八尾市立図書館に期待するもの」をテーマに小論文の提出を求めたところ、4名の方からの応募をいただきました。選考については、庁内に選考委員会を設置し、社会教育または図書館運営の現状について正確に把握した内容であること、「八尾市教育振興基本計画」や「第2次八尾市子ども読書活動推進計画」の基本方針に貢献できる内容であることなどを基準として、選考を行いました。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様、何か質疑ございませんでしょうか。

【近田委員】 この協議会の簡単な役割と意義と、お仕事の内容を説明願います。

【浦上教育長】 上原参事ご説明をどうぞ。

【上原参事兼八尾図書館長】 図書館協議会でございますが、図書館の行う図書館サービスにつきまして館長に対して意見を述べるとともに、図書館の運営に関しまして館長の諮問に応ずる機関でございます。年2回開催いたしております。以上です。

【浦上教育長】 他に質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第10号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって、議案第10号「八尾市図書館協議会委員の委嘱の件」について、原案どおり可決いたしました。では永澤課長、上原参事は自席へお戻りください。

次に、議案第12号「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の委嘱又は任命の件」について、審議いたします。提案理由の説明を山本桂青少年会館長よりさせていただきます。山本桂青少年会館長は前の席へどうぞ。では、提案理由を説明願います。

【山本桂青少年会館長】 ただいま議題となりました議案第12号「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、八尾市立青少年会館条例施行規則第3条の規定に基づき、委員の変更に伴い、新たに八尾市立桂青少年会館運営委員会委員を委嘱又は任命する必要があるため、本案を提出する次第でございます。

それでは、お手元配付の「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員候補者名簿（案）」に基づいて、ご説明申し上げます。今回、新たに3名の委員を委嘱又は任命するもので、委嘱又は任命する委員といたしましては、地域協議会その他地域住民の代表者として、西郡地区福祉委員会の森実氏、学校園関係者として、八尾市立桂小学校PTAの南部大輔氏、八尾市立北山本小学校PTAの伊藤直樹氏を委嘱し、八尾市立桂中学校PTAの佐藤仁美氏につきましては、所属が変更となり再委嘱するものでございます。任期につきましては、令和8年6月1日から令和9年5月31日までの前任者の残任期間でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様、何か質疑ございませんでしょうか。

【近田委員】 この運営委員会の具体的なお仕事内容について簡単にご説明をお願いします。

【山本桂青少年会館長】 青少年会館ですが、基本的人権尊重の精神に基づき、青少年健全育成、人権意識の高揚を図るとともに、自主的民主的な活動を推進し、本市青少年の健全育成活動の発展向上に資することを目的として事業を行っております。運営委員会の役割といたしましては、会館における事業の企画及び運営について協議いただいております、より良い会館の事業運営ができるよう、具体的に年2回ほど、会議を開催させていただき、様々なご意見をいただいているというところです。以上です。

【浦上教育長】 他に質疑はございませんでしょうか。

【水野委員】 今、事業の説明がありましたが、子どもたちを対象に夏休み等に、様々な理科などを応用した面白い取組をやっておられますね。

【山本桂青少年会館長】 桂青少年会館では、今おっしゃっていただいたように様々な講座を実施しております。例えばスポーツの講座、工作の講座、科学実験など、子どもたちの興味を引くような各種講座をたくさんさせていただいております。毎週土曜日と、特に長期休業中、ほぼ毎日会館の事業として実施しております。以上です。

【水野委員】 非常にその取組が面白いという声を個人的に聞いたことがありますので、引き続きよろしく願いいたします。ありがとうございます。

【浦上教育長】 質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第12号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって議案第12号「八尾市立桂青少年会館運営委員会委員の委嘱又は任命の件」について、原案どおり可決いたしました。では山本館長は自席へお戻りください。

次に、議案第13号「八尾市立安中青少年会館運営委員会委員の委嘱又は任命の件」について、審議いたします。提案理由の説明を宮田安中青少年会館長よりさせていただきます。宮田安中青少年会館長は前の席へどうぞ。では、提案理由を説明願います。

【宮田安中青少年会館長】 ただいま議題となりました議案第13号「八尾市立 安中青少年会館運営委員会 委員の委嘱又は任命の件」について、ご説明申し上げます。

本件は、教育長に対する事務委任等に関する規則第2条 第7号の規定により、委員会の議決を求めるものでございます。提案理由でございますが、八尾市立青少年会館条例施行規則第3条の規定に基づき、委員の変更に伴い、委員を委嘱又は 任命する必要があるため、本案を提案するものでございます。

それでは、お手元配付の「八尾市立 安中青少年会館 運営委員会委員候補者名簿（案）」に基づいて、ご説明申し上げます。このたび変更となります委員は、地域協議会その他地域住民の代表者として、高美南地区福祉委員会、高美南小学校区まちづくり協議会より、笠原征郎氏を委嘱し、学校園関係者として、八尾市立高美小学校より、齊藤祐介氏を任命し、また、八尾市立高美中学校PTAより、南美幸氏を、八尾市高美南小学校PTAより、ファム チャン ブウン タオ氏を、それぞれ委員に委嘱するものでございます。任期につきましては、令和8年6月1日から令和9年5月31日までの、前任者の残任期間でございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【浦上教育長】 ただいま提案理由の説明がございましたが、委員の皆様、何か質疑ございませんでしょうか。

【近田委員】 この委員会の活動内容と役割についてご説明いただけたらと思います。

【宮田安中青少年会館長】 先ほど桂青少年会館の方でも説明がありましてとおり、基本的人権尊重の精神に基づき、青少年の健全育成と人権意識の高揚を図るとともに、自主的民主的な諸活動を推進し、本市青少年児童活動の健全な発展向上に資することを目的として事業を行っております。その中で、会館事業に対する事業や役割について意見をいただくという形になっております。開催は年２回実施しております。以上です。

【浦上教育長】 他に質疑はございませんか。

【水野委員】 国際理解教育とか、多文化共生という形での事業も持っておられると伺っています。

【宮田安中青少年会館長】 生徒の半分ぐらいが地域の方ということもありますので、連携して多文化の教室という形で会館の方を利用していただいたり、英会話教室であったり、そのような多文化を意識した、教室、コーナーについても実施しております。以上です。

【水野委員】 非常に大事なテーマですので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

【浦上教育長】 他に質疑ございませんか。ないようですので採決に移らせていただきます。議案第１３号につき原案どおり可決することにご異議ございませんか。

【全委員】 異議なし。

【浦上教育長】 全委員異議なしと認めます。よって議案第13号「八尾市立安中青少年会館運営委員会委員の委嘱又は任命の件」について、原案どおり可決いたしました。では太田副教育長、宮田館長は自席へお戻りください。

4 {報告事項}

【浦上教育長】 それでは続きまして、次第の４、報告事項に移らせていただきます。報告事項①「令和７年度八尾市におけるいじめの状況と主な取組について」、堂國人権教育課長より報告させていただきます。塚本教育監、堂國人権教育課長は前の席へどうぞ。では、報告してください。

【堂國人権教育課長】 令和７年４月から令和８年３月末までのいじめの状況について、学校に実施した調査結果と、こども・いじめ何でも相談課で受けた相談内容をもとに、両課で分析した内容をご報告いたします。またその後に令和７年度のいじめに関する主な取組もあわせてご報告いたします。資料をご覧ください。なお、小学校には義務教育学校前

期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含んでおります。

ではまず、1 ページ上部のいじめの認知件数の表をご覧ください。参考として、右に昨年の件数も記載しております。令和7年度の小学校は2,082件、中学校346件の計2,428件と昨年度より減少しており、校種別に見ましても、小中学校ともに減少しております。なお、これら2,428件のうち、重大事態として1件を認定しております。現在、調査を行っており、児童生徒や保護者への寄り添った支援を行ってまいります。なお、こども・いじめ何でも相談課への相談回数は昨年の785件から403件へ減少しております。学校における認知件数が減少していることや相談行動が学校等の身近な相談先へシフトしている可能性などが考えられます。一方で、こども・いじめ何でも相談課のいじめ報告相談アプリという相談窓口が児童生徒・保護者に認識されてきていることを踏まえ、このアプリがいじめで悩んでいる児童生徒のセーフティーネットとしての役割を担うものとして、今後も認知件数や相談状況の推移を注視していくとともに、引き続き、児童生徒が安心して相談できる環境の維持・充実に努めてまいります。続いて、下の「学年別認知件数」の円グラフをご覧ください。左側が、人権教育課が把握している認知件数、右側がこども・いじめ何でも相談課への相談人数を表しています。左側の認知件数については、小学校では、低学年において割合が高く、入学や進級に伴う環境の変化や人間関係の形成過程に起因するトラブルが背景にあるものと考えております。とりわけ2年生の割合が高くなっていますが、昨年の1年生時も高い割合を示していたことから、今後も丁寧な集団づくりを進めながら注視していきたいと考えています。また、中学校においては例年同様1年生の割合が最も高くなっており、入学による人間関係を含めた環境の変化が大きいこと、入学後の児童生徒や集団の様子を教職員が注視しているためと考えております。しかし、他の学年においても学年に応じた人間関係の変化や集団の広がりの中で生じる課題が一定見られることから、今後も各発達段階に応じた指導や安心して過ごせる集団づくり、自他を尊重する態度を育む取組を推進してまいります。右側のこども・いじめ何でも相談課への相談人数については、いじめ報告・相談アプリの導入もあり、小学校では中学年から高学年にかけて相談が多くなっております。また、中学校では、1年生と2年生を中心に相談が多い状況となっております。いじめ・報告相談アプリの定着により、幅広い学年の児童生徒が状況に応じて相談しやすくなっていると考えられますが、児童生徒の不安の高まりとともに、保護者も不安に思われ、こども・いじめ何でも相談課に相談されるというケースもあり、今後も連携しながら早期対応に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2 ページ「態様別認知件数」の棒グラフをご覧ください。こちらは複数回答がある中での集計結果となっております。上段が令和7年度、下段が令和6年度です。小学校・中学校ともに、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」と回答した児童生徒が最も多く、次いで、「軽くぶつかる、たたく、蹴られたりする」という身体接触を伴う被害を訴える児童生徒が多くなっています。また中学校では、「パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる」と回答する生徒の全体に占める割合が、高くなる傾向は変わっておりません。また、今回より新たに「性的な嫌がらせや性的な行為」という態様が追加されており、小学校では31件、中学校では13件の認知がありました。

今後も引き続き、「児童生徒間でコミュニケーションを取っているつもりでふざけ合い」ととらえるような事象や、言葉や身体接触による悪ふざけでも相手が精神的、身体的に苦

痛を感じた場合はいじめに該当する」という意識の醸成と「情報モラル教育の推進」「保護者への啓発」などを引き続き進め、未然防止と早期対応に努めてまいります。

続いて、3 ページ「いじめ発見のきっかけ」の表をご覧ください。上段の表が令和7 年度でございます。昨年度と比較して、○「学校の教職員が発見」の内訳をみますと、①「学級担任が発見」が増加、②「学級担任以外の教職員（養護教諭・ＳＣ等相談員以外）が発見」は微減ながら昨年と同水準を保っております。ここ数年、この件数は増加傾向にあることから、教職員がいじめに対してアンテナを張りつつ、学校全体で児童生徒の様子について丁寧な把握に努めている結果ではないかと考えております。また、③「スクールカウンセラー等の相談員が発見」等、専門家との連携によりいじめを発見したケースもございます。

次に、●「学校の教職員以外からの情報により発見」の内訳をみますと、②「当該児童生徒（本人）の保護者からの相談」と③「児童生徒（本人以外）からの情報」が増加しており、こちらも年々増加傾向となっております。これは、教職員の意識向上による丁寧な見取りや学校と家庭との連携、「脱いじめ傍観者教育」やＳＯＳの出し方教育により、周りの児童生徒や保護者に相談する等、いじめをなくすための主体的な対応を図るという意識の醸成に加え、児童生徒が相談しやすい環境づくりが進んでいる成果と捉えております。今後も、児童生徒が誰かに相談しながら課題を解決していく力を育むよう取組を推進してまいります。

一方で、保護者の不安の高まりも背景にあると考えられることから、引き続き、信頼関係の構築と丁寧な初期対応を重視してまいります。令和7 年度のいじめの状況については以上になります。

続けて資料4 ページをご覧ください。「令和7 年度のいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた主な取組」について6 点、ご報告いたします。1 点目は、いじめ対応についての周知でございます。校長会、校長研修やいじめに関する研修等の機会を通じて、法律に則った組織的対応の重要性やいじめ認知の基準、初期対応の在り方、「学校いじめ防止基本方針」の改定等について継続的に周知を行ってまいりました。2 点目は、「脱いじめ傍観者教育」「ＳＯＳの出し方教育」の実施でございます。昨年度も、「脱いじめ傍観者教育」をすべての小学校4 年生、中学校1 年生に在籍する児童生徒に実施しました。加えて、すべての小学校5 年生を対象に「ＳＯＳの出し方教育」も実施いたしました。いじめを自分事として捉え、適切に行動・相談する力の育成を図りました。アンケートでは、「クラスの雰囲気を変えるために、自分なりに何か行動をとれるか」という質問に対する肯定的回答は約75%、「自分で解決できないときは、周りの人に助けを求めようと思ったか」という質問に対する肯定的回答が約87%となっております。このことから、児童生徒が、クラスの雰囲気に主体的に関わろうとする意識、困ったときに周囲に相談しようとする意識の醸成が図られている状況が見て取れます。一方で、「わかっているが行動に移すことが難しい層」も一定数存在していることから、引き続き、取組を推進してまいりたいと考えております。3 点目は、教職員研修の充実です。（1）職責別研修や校内伝達研修を通じて、全教職員が共通理解のもと対応できる体制を整備しております。また、5 ページの（2）学校教育推進課及び教育センターと連携して実施した「いじめ・不登校対策研究委員会」においても、八尾市の実態を中心とした講義や取組の交流を図るとともに、外

部専門家を講師に招いて専門的な知見も共有いたしました。4点目としまして、いじめ対応支援チーム会議の実施でございます。学校で生起しているいじめ事案について、いじめ問題を専門とする外部専門家を委員として招聘し、学校も交えながら、対応の妥当性や方向性について協議し、学校や教育委員会の対応に活かしております。5点目としまして、いじめのない学校づくり推進事業です。令和6年度より曙川東小・曙川南中を研究実践校として指定し、各校のみならず、中学校区におけるいじめの未然防止に向けた取組や研究を進め、その成果を市内へ発信しました。最後に6点目としまして、「八尾市こどもサミット2025～いじめ防止に一步踏み出そう～」の実施についてです。令和7年8月7日（木）に中学校、11月19日（水）に小学校を対象に、各学校との交流等を通して、児童生徒が主体的にいじめ防止について考え、いじめをなくしていこうとする意識や意欲を醸成し、各校のいじめ防止の取組の更なる推進を目的として実施しました。

なお、昨年度は、中学校については八尾市小中生活指導研究協議会主催のリーダー研修と兼ねて8月に参集開催で実施いたしました。小学校についてオンラインで11月に実施いたしました。今年度は、小学校・中学校ともに11月にオンラインでの開催を予定しております。報告は以上となります。

【浦上教育長】ただいまの報告に関し、委員の皆様、ご意見ございませんでしょうか。

【近田委員】八尾市のいじめへの対応は、教育委員会と学校サイド、それからこども・いじめなんでも相談課という、この二つの課で協働していじめに取り組んでいるというのは、他市にはない大きな特徴と成果かなと思っております。

そんな中で少し気になるのですが、令和7年に「八尾市いじめ防止基本方針」というものが出されております。そこで少し国語的に誤解を招くのではないかという部分がありまして、それは「絶対許されないいじめ」という項目があります。その下の文章を読むといじめというのは色々と複雑な構造をしているという説明がありました。具体的にはいじめは良いか悪いかと言ったらダメだよ、でも「これって絶対ダメだよね」といういじめと、まあ、ダメなんだけれどもいじめにも色々あるというようなことが書かれてありました。その上に「絶対許されないいじめ」という項目がポンと載っているとなると、市民さんが読んだ時に誤解を招く可能性があるのではないかと懸念しております。例えばですが、実は加害者がはっきりしないいじめが存在したり、本人は辛いと思っていじめだと思っているが、解決の切り口のところで、加害者の子どもたちに対して「いじめ」という言葉を使わないで指導していった方がトータルとして両方良い解決に繋がっていく、というような文言で複雑ないじめの構造が説明された上で、だからこそ「絶対許されないいじめ」の内容が書かれてあると非常に分かりやすかったと思います。そういうところをもう少し工夫できるのかなと思っております。

また研修についても、一生懸命皆さん研修していただいて、管理職の方、教職員の方やっただいていっているなかで、教育委員会と学校が閉鎖的になることがないように我々も気をつけなければなりません。八尾市にはこども・いじめなんでも相談課というものがあるわけですから、その専門家チーム、弁護士の先生方と研修を積み重ねていくということとは、今後やっていっていただきたいなと思っております。より良いものに幅広い視

野で取り組んでいかなければならない、なかなか解決できないいじめではありますので、その辺が気になりましたので意見として発信させていただきました。

【浦上教育長】 ありがとうございます。ただいまの近田委員のご意見に対して、人権教育課としてはいかがですか。

【堂國人権教育課長】 ありがとうございます。本課としましては教職員につきましては研修の中で、今委員おっしゃられたように、例えばいじめという言葉を使わずに指導することもできるということなど、今年度の研修の中でも教職員には周知をさせていただいております。また昨年度、保護者には、法的ないじめの定義というものを押さえながら、子どもの心の傷つきを、我々おとながしっかり受け止めた上でケアをしていくというスタンスのもとで、子どもたちがお互いの大切さをはじめ、色々なことを確認し合えるように解決に向けて対応していきましようということを、昨年度に発信させていただいておりますので、またそのあたり今後も啓発の方は進めていきたいと思っております。

また、こども・いじめなんでも相談課との専門家というところでは、過去に専門家の方にいじめ不登校対策研究委員会でも、研修等を行っていただいたりということもありましたので、今後もそのあたり研究の方は深めてまいりたいと思っております。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

【水野委員】 今、近田委員から基本方針についてのお話いただいて、教育委員会でも議論して非常に良い基本方針を作っていたと思います。日本のいじめは国際的ないじめと比較すると、割と加害者と被害者が入れ替わるということがあって、小さなグループの中、インターネット等で、今は被害者だけど実は昔は加害者だった加害者の人も昔は被害者だったみたいなことがあったりします。ヨーロッパだと割といじめは、年上の子から年下へ一方的にという形が特徴としてあるので、そういった背景からいじめ基本方針のような文言になったと私はちょっと読んでおります。近田先生おっしゃるとおり、理解が難しい部分でもあるので、もちろん研修等もしていただいてということだと思います。

もう一点、先日教育委員としての活動ではなかったのですが、教育実習でお世話になった八尾市の学校に行かせていただきました。そこで非常にいい授業に出会いました。やっぱり素晴らしい授業は、子どもたちが目を輝かせて一生懸命勉強しています。そういった授業では、先ほどのアンケートであったような、友達をつついたり、消しゴムのカスを投げたり、ということはおこらないと思います。そこでやはり授業作りは大事だと感銘を受けましたし、校長先生もそうお話ししておられました。先生方の授業作りといじめ防止というところを繋げられる部分もあるかなと思ひまして、ここでお話させていただきました。

【浦上教育長】 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 非常に詳しく調査していただき、分析もしていただいてよく理解できます。私から一点、態様別認知件数についての２ページ目のところで、この調査から性的ないやがらせ、性的な行為という項目を入れていただいたということで、非常に良かったなと思

っております。グラフを見てみますと、その下のその他のところで、その前の調査に比べると激減している。その他のところが小学校が20あったのが1件、中学校の方が7件あったのが0件になっているところを見ると、もしかしたらこのその他に含まれていたところが、性的な嫌がらせというところに該当するものであった可能性があるかと推測をいたしました。性的な嫌がらせや性的な行為ということで、どこまでのことが含まれるのかというようなところが実際は少し気になるところです。非常に重大な心の傷が深くなるようなこともあるでしょうし、昨今ですとジェンダー的な発言も性的な差別扱いとして、もしかしたらこの項目に入っているかもしれないと思いました。ただ詳細は分からないので、小学生の子たちがどこまでそのことを理解して、何をもってここに答えたのかというところも非常に関心があり、深刻に受け止めていかなければいけないところなのかなと思いました。いずれにしても、特に人に相談しにくかったりする部分かもしれませんので、数字が実際上がってきているということですので、現場の方でも注視していただければなと思いました。以上です。

【浦上教育長】 ありがとうございます。この性的ないやがらせ、そういった部分に関して、小学校で31件、中学校で13件ありましたけれども、このあたりの線引きが難しいと思いますが、どのように今回線引きされたのか、少し分かりますか。

【堂國人權教育課長】 まず基本的にはその子どもたちの訴えがあった際には、子どもたちもしっかり話をしながら、この態様に入るかということを決めていくところでございます。ただ性的ないやがらせ性的な行為ということですので、上がってきている内容は、身体的な接触、それが悪ふざけという感覚であったとしても、受けた側が嫌な思いをしたというところであればこの態様にカウントされているというケースも含まれていると認識しております。

【浦上教育長】 ありがとうございます。この新しい項目が追加されたので、また来年再来年と見ていかなければならないなと思っておりますので、よろしくお願いします。他にはいかがでしょうか。ご意見がないようですので、本報告については終わります。では、塚本教育監、堂國課長は、自席にお戻りください。

以上をもちまして、公開部分は終了となりますので、傍聴の皆様は申し訳ありませんが、ご退場いただきますよう、よろしくお願いいたします。議事の都合上、暫時休憩をとります。再開は11時20分からといたします。

(傍聴者 退室)

(以下、非公開審議)